

岩手県告示第95号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局三陸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和4年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 三陸国道事務所管内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年12月24日から令和4年3月22日まで
- 3 実施する公共測量の種類 地図情報レベル500数値地形図データ